

質疑・回答書

告示番号		467	件 名	豊中市伊丹市クリーンランド既存ごみ焼却施設解体工事
No	質疑事項			回 答
1	設計書 1.除染工事-5)アスベスト除去の内訳数量をご教示願います。			詳細な数量は明示出来ません。本工事にて数量の特定をしていただきます。現時点においては経験等から適切にご判断ください。 なお、資料として平成17年及び平成18年の調査結果を添付(添付資料1及び2)しますので、参考としてください。これらの資料は、発注者がアスベストの可能性があるとされる箇所を調査したもので、全数とは限りません。
2	設計書 2.解体撤去工事-2)配管工事の内訳数量をご教示願います。			明細、数量は明示できません。添付資料01～02図面をご参考に経験等から適切にご判断ください。蒸気配管については資料01-02図面工事範囲・測量範囲図に明示する位置と、資料11写真集のNo38、39、40、41をご参考にしてください。
3	警備員は夜間、祝祭日、休日についても常駐でしょうか。また常駐でない場合設計書「夜間・休日警備 24.0 月」の1月あたりの積算根拠(積算出展元)をご教示願います。月当たりの日数が決まっているのであれば日数をご教示願います。			警備員の常駐とは、作業時のことを指します。よって、作業されていない夜間等は、含まれないと解釈して下さい。その他については、仕様書に示しておりますが、協議によるものとお考え下さい。
4	共通仮設費-仮設雨水排水処理設備において積算上想定されている配管・盛替の明細・数量をご教示願います。			明細、数量は明示できません。添付資料01～02図面をご参考に経験等から適切にご判断ください。
5	解体撤去工事-機械工事-直接仮設工事について積算上想定されている明細および数量をご教示願います。			詳細な数量は明示出来ません。添付資料01～09図面及び資料10機器リストをご参考に経験等から適切にご判断ください。

6	解体撤去工事-機械工事-(2)～(8)について明細および数量をご教示願います。	詳細な数量は明示出来ません。添付資料01～09図面及び資料10機器リストをご参考に、経験等から適切にご判断ください。
7	資料10-01機器リスト.pdfの着色部と無着色部の違いについてご教示願います。	編集過程での着色であり、意味はありません。
8	解体撤去工事-埋戻し・整地・表面養生-埋戻しについて設計書および発注仕様書では埋戻し材は再生クラッシャーとなっていますが、資料04-06ではベントナイトとなっています。再生クラッシャーにて埋戻すものと考えてよろしいでしょうか。	再生クラッシャーにて埋め戻すものとします。資料04-06に記載のあるベントナイトは誤記ですので、再生クラッシャーと読み替えて下さい。
9	解体撤去工事-埋戻し・整地・表面養生-遮水シートについて遮水シートの規格をご教示願います。	今後30年から40年程度の遮水性を確保できる規格であるものとします。
10	解体撤去工事-埋戻し・整地・表面養生-アスファルト舗装について舗装構成をご教示願います。	舗装構成は基礎地盤の強度等を踏まえ協議により決定するものとします。
11	発注仕様書P6-積算上想定されている工事用キュービクルの規格をご教示願います。設置工はどの項目で計上されているかご教示願います。	経験等から適切にご判断ください。工事用キュービクルの設置工は共有仮設費に見込まれているものとします。

12	本工事で適用されている積算基準書をご教示願います。	本工事の積算は市場価格等も踏まえて算出しています。なお、諸経費については、本工事は環境省循環型社会形成推進交付金対象事業ではありませんが、同交付金取扱要領を参考としています。
13	本工事の経費計算に使用されている積算基準及び工種をご教示願います。	本工事の積算は市場価格等も踏まえて算出しています。なお、諸経費については、本工事は環境省循環型社会形成推進交付金対象事業ではありませんが、同交付金取扱要領を参考としています。
14	土壌汚染状況調査の結果に伴い汚染土の処分が必要になった際は、設計変更の対象と考えて宜しいでしょうか。設計上見込まれているのであれば、数量と処分地をご教示願います。	土壌の汚染状況は本工事で実施する土壌汚染調査により明らかになります。また土壌の汚染状況に応じて適切に処分することが必要です。なお、処分方法等に伴う精算は行いません。
15	土壌汚染対策法の指定区域になっていると思われますが、指定解除を本工事では行わないと考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法上の指定区域の指定は本工事期間中に行います。なお、指定等の手続きは、本工事による土壌汚染調査を踏まえ、請負者が手続きを代行するものとします。
16	本工事では適切な土壌汚染状況調査計画書を作成するのみで、対策工は施さないと考えて宜しいでしょうか。	解体工法と土壌の汚染及び地下水位の状況によっては対策工事が必要となりますが、対策工法等については、協議により決定するものとします。
17	本施設では敷地内の雨水は排水処理設備に集水し・・・この施設で使用する電気、薬品、下水道放流料金その他の経費は受注者の負担とする。と明記されておりますが、本工事の施工に関わる部分のみと考えて宜しいでしょうか。稼動施設の費用負担もある場合は、必要金額をご教示願います。	ご理解のとおりです。

18	解体工事は新築工事完了後着手することと明記されておりますが、解体工事の着手可能時期をご教示願います。	解体工事の着手とは、準備工事を含み、平成28年4月以降となりますが、あくまでも施工計画書の協議終了後からとなります。
19	入札公告、現場説明書に記載の事項についてお伺い致します。本工事の契約締結については、仮契約後、豊中市伊丹市クリーンランド議会の議決を要するものです。との記載があります。議会の議決日についてはいつ頃をお考えでしょうか。また、監理技術者の専任配置については、仮契約時に必要でしょうか。それとも、議会の議決がなされた後の本契約時に専任配置が可能であればよろしいでしょうか。	平成28年2月12日(金)を予定しております。また、監理技術者の配置につきましては、本契約時で問題ありません。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076
FAX 06-6858-7225
E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp